事業番号

0089 平成23年行政事業レビューシー (文部科学省) 事業名 原子力損害賠償の補償に必要な経費 担当部局庁 研究開発局 作成責任者 原子力課長 事業開始 -終了(予定) 年度 平成23年度~ 担当課室 原子力課 篠崎 資志 XI-2 原子力損害賠償補償契約に基づく補償の 一般会計 会計区分 施策名 迅速、公平かつ適正な実施 根拠法令 原子力損害の賠償に関する法律 第10条・第11条 原子力損害賠償補償契約に関する法律 他 関係する計画、 原子力被災者への対応に関する当面の取組方針 他 (具体的な 通知等 条項も記載) 原子力損害賠償補償契約に基づき、速やかに東京電力福島第一原子力発電所の1,200億円の補償金を東京電力に支払うことに より被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。 事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内) ①東京電力福島第一原子力発電所を対象とした原子力賠償補償契約に基づき支払われる補償金の上限1,200億円を本事業で計 上。今後、東京電力からの補償金の請求に対し、速やかに支払う必要がある。 ②東京電力からの補償金の請求内容について、審査や調査を実施する。業務には専門知識が必要となり、事務量も膨大であるこ とから、迅速な補償金の支払を行うため、民間会社に業務の一部を委託する。 (5行程度以 内。別添可) 実施方法 ■直接実施 ■業務委託等 口補助 口貸付 □その他 22年度 23年度 24年度要求 20年度 21年度 当初予算 0 予 補正予算 120.299 算 予算額· ത **繰越上等** n **執行額** (単位:百万円) 状 況 120,299 計 執行額 執行率(%) 目標値 成果指標 単位 20年度 21年度 22年度 年度) 成果目標及び 成果実績 原子力損害賠償補償契約に基づき、東京電力 成果実績 福島第一原子力発電所の補償金を東京電力に (アウトカム) 支払う(定量的な成果目標を設定することは困難。) 達成度 % 活動指標 単位 20年度 21年度 22年度 23年度活動見込 活動指標及び 活動実績 (アウトプット) 活動実績 政府補償契約に基づき支払われる補償金を迅 速に措置するために要する費用であり、その定 (当初見込 量的な活動指標を示すことは困難である 単位当たり 政府補償契約に基づき 補償金を支払うもので 算出根拠 あり、単位あたりのコストについて算出できない コスト 費目 23年度当初予算 24年度要求 主な増減理由 平成 原子力損害賠償 ※平成23年度限りの経費 299百万円 2 原子力損害賠償 120,000百万円 補償金 2 4 年度予算内訳

計

120 299百万円

事業所管部局による点検									
評価	項目	特記事項							
0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。								
0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。								
_	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。								
_	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。								
_	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。								
_	受益者との負担関係は妥当であるか。								
_	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。								
0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。								
_	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。								
_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。								
- 適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。 - 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 - -									
_	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか								
_	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。								
・原子力損害の賠償に関することは、文部科学省組織令(平成12年6月7日政令第251号)第9条13号で定められている通り、研究開発局の 所掌事務の1つである。 ・「原子力損害賠償補償金」は、原子力損害賠償契約に基づく支払いのために要するものである。 ・迅速な補償金の支払を行うため、有限な予算を最大限利用するとともに、効率的推進のため、財政法、会計法等に則り経費の効果的・効率的執行に努める。									
予算監視・効率化チームの所見									
一 本事業は、執行面における課題もなく、事業の成果目標もたてられていることから、適切な事業と認められる。									
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)									
_									
補記(過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)									
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	評価 項 目 ○ 広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 ○ 国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。 - 不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。 - 支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。 - 単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。 - 受益者との負担関係は妥当であるか。 - 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 ○ 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 - 他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。 - 適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。 - 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 - 類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか - 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 ・原子力損害の賠償に関することは、文部科学省組織令(平成12年6月7日政令第2下第7分につてある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							

※ 当該資金の流れは、予算積算上において想定される資金の流れを記入したものであり、実際の資金の流れとは異なる可能性がある。 文部科学省 120,299百万円 原子力損害賠償補償契約に基づき、補償金を東京電力に支払 【公募·委託】 【支払】 A. 民間団体 B. 東京電力(株) 299百万円 120,000百万円 | 補償金の支払いに関する業務の一 | 部を受託 補償金の支払いの請求 資金の流れ (資金の受け取 り先が何を行っ ているかについ て補足する) (単位:百万円)

	A.民間団体		E.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	原子力損害賠償 補償調査等委託費	補償金の支払いに関する業務の一部を受託	299			(17313)
	計		299	計		0
	B.東京電力(株)		F.			
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	原子力損害賠償 補償金	補償金の支払いの請求	120,000			(11/3/17/
費目·使途						
(「資金の流れ」においてブロッ						
クごとに最大の 金額が支出され	計		120,000	計		0
ている者について記載する。使途と費目の双方	C.			G.		
途と費目の双方 で実情が分かる	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
ように記載)						
	計			計		0
	D.		Н.			
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	計			計		0